半期報告書

自 平成29年4月1日 (第89期中)

至 平成29年9月30日

株式会社商工組合中央金庫

半期報告書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示 用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を 付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間 監査報告書及び上記の半期報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴 じ込んでおります。

株式会社商工組合中央金庫

目 次

2	

第89期中	半期報告書	
【表紙】		1
第一部	【企業情報】	2
第1	【企業の概況】	2
	1 【主要な経営指標等の推移】	2
	2 【事業の内容】	4
	3 【関係会社の状況】	4
	4 【従業員の状況】	4
第2	【事業の状況】	5
	1 【業績等の概要】	5
	2 【生産、受注及び販売の状況】	17
	3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	18
	4 【事業等のリスク】	19
	5 【経営上の重要な契約等】	20
	6 【研究開発活動】	20
	7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	20
第3	【設備の状況】	21
	1 【主要な設備の状況】	21
	2 【設備の新設、除却等の計画】	21
第4	【提出会社の状況】	22
	1 【株式等の状況】	22
	2 【株価の推移】	24
	3 【役員の状況】	··· 24
第5	【経理の状況】	25
	1 【中間連結財務諸表等】	26
	2 【中間財務諸表等】	68
第6	【提出会社の参考情報】	84
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	85

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出日】 平成29年12月28日

【中間会計期間】 第89期中(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

【英訳名】 The Shoko Chukin Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 安 達 健 祐

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目10番17号

【電話番号】 03 (3272) 6111 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部主計室長 岡 本 泰 一 郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲二丁目10番17号

【電話番号】 03 (3272) 6111 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部主計室長 岡 本 泰 一 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社商工組合中央金庫 大阪支店

(大阪府大阪市西区阿波座一丁目7番13号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成27年度 中間連結 会計期間	平成28年度 中間連結 会計期間	平成29年度 中間連結 会計期間	平成27年度	平成28年度
		(自 平成27年 4月1日 至 平成27年 9月30日)	(自 平成28年 4月1日 至 平成28年 9月30日)	(自 平成29年 4月1日 至 平成29年 9月30日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日)	(自 平成28年 4月1日 至 平成29年 3月31日)
連結経常収益	百万円	103, 174	99, 027	103, 694	204, 406	195, 376
連結経常利益	百万円	19, 117	16, 984	30, 501	34, 950	50, 876
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	11, 816	10, 186	20, 789	_	_
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	_	_	_	12, 461	32, 442
連結中間包括利益	百万円	12, 143	10, 935	21, 819	_	_
連結包括利益	百万円	_	_	_	6, 131	35, 932
連結純資産額	百万円	909, 915	910, 326	952, 631	903, 898	935, 318
連結総資産額	百万円	12, 557, 873	12, 941, 067	12, 606, 476	12, 570, 469	12, 845, 033
1株当たり純資産額	円	163. 24	163. 43	182. 88	160. 48	174. 92
1株当たり中間 純利益金額	円	5. 42	4. 68	9. 55	_	_
1株当たり当期 純利益金額	円	_	_	_	5. 72	14. 90
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円	_	_	_	_	_
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円	_	_	_	_	_
自己資本比率	%	7. 21	7. 00	7. 52	7. 16	7. 25
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△140, 188	503, 079	76, 787	△121, 372	535, 383
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	277, 364	101, 272	45, 916	218, 663	149, 580
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4, 507	△4, 508	△4, 507	△4, 512	△10, 512
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	1, 047, 523	1, 607, 478	1, 800, 282	_	_
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	_	_	_	1, 007, 634	1, 682, 086
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4, 243 [1, 015]	4, 254 [1, 044]	4, 224 [1, 053]	4, 102 [1, 018]	4, 080 [1, 047]

- (注) 1. 当金庫及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2. 潜在株式調整後 1 株当たり (中間) 当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 3. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計-(中間)期末新株予約権-(中間)期末非支配株主持分)を (中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当金庫の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第87期中	第88期中	第89期中	第87期	第88期
決算年月		平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成28年3月	平成29年3月
経常収益	百万円	86, 268	81, 363	86, 601	170, 250	160, 233
経常利益	百万円	18, 437	16, 053	29, 860	33, 525	49, 199
中間純利益	百万円	11, 380	9, 562	20, 358	_	_
当期純利益	百万円	_	_	_	11, 567	31, 318
資本金	百万円	218, 653	218, 653	218, 653	218, 653	218, 653
発行済株式総数	千株	2, 186, 531	2, 186, 531	2, 186, 531	2, 186, 531	2, 186, 531
純資産額	百万円	904, 647	913, 707	953, 932	909, 108	937, 782
総資産額	百万円	12, 487, 509	12, 874, 729	12, 540, 472	12, 507, 488	12, 778, 881
預金残高	百万円	5, 144, 236	5, 090, 214	5, 106, 259	5, 164, 801	5, 109, 032
債券残高	百万円	4, 799, 678	4, 780, 213	4, 650, 049	4, 816, 868	4, 744, 121
貸出金残高	百万円	9, 527, 606	9, 491, 077	8, 991, 320	9, 539, 544	9, 356, 833
有価証券残高	百万円	1, 647, 642	1, 592, 795	1, 490, 821	1, 703, 504	1, 543, 111
1株当たり配当額	円	-	_	_	普通株式 (政府以外分) 3.00 普通株式 (政府分) 1.00	普通株式 (政府以外分) 3.00 普通株式 (政府分) 1.00
自己資本比率	%	7. 24	7. 09	7. 60	7. 26	7. 33
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3, 907 [883]	3, 922 [905]	3, 903 [913]	3, 773 [884]	3, 753 [908]

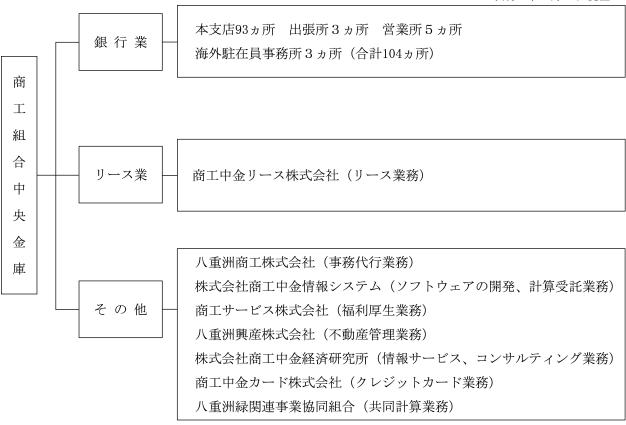
- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2. 潜在株式調整後1株当たり(中間)当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 3. 1株当たり配当額については、普通株式(政府以外分)と普通株式(政府分)とに区別して、記載しております。株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。
 - 4. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計一(中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当金庫及び当金庫の子会社等が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

事業系統図は以下のとおりです。

平成29年9月30日現在



3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成29年9月30日現在

				11X23 T 3 71 30 F 201L
セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	3, 903 [913]	48 [22]	273 [118]	4, 224 [1, 053]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,043人を含んでおりません。
 - 2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
- (2) 当金庫の従業員数

平成29年9月30日現在

グ 業	3, 903
伙 栗貝剱(八)	[913]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員905人を含んでおりません。
 - 2. 当金庫の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
 - 3. 嘱託及び臨時従業員数は、「]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
 - 4. 当金庫の組合は、商工組合中央金庫職員組合と称し、組合員数は3,298人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

業績

(事業の経過及び成果)

当中間連結会計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

貸出金は、お取引先の資金需要の低迷や危機対応業務の不正行為事案への対応に最優先で取り組んだ結果等から、 期末残高は前連結会計年度末比3,645億円減少し、8 兆9,789億円となりました。

有価証券は、国内債券を中心として、投資環境や市場環境を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前連結会計年度末比522億円減少し、1兆4,875億円となりました。

預金・譲渡性預金は、譲渡性預金が増加した結果、期末残高は前連結会計年度末比245億円増加し、5兆4,005億円となりました。また、債券は、募集債等が減少した結果、期末残高は前連結会計年度末比940億円減少し、4兆6,496億円となりました。

これらの結果、総資産の期末残高は、前連結会計年度末比2,385億円減少し、12兆6,064億円となりました。総自己資本比率 (「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」 (平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号) に基づき算出したもの) は、13.46%となりました。

損益面につきましては、経常収益は、資金運用収益は減少しましたが、貸倒引当金戻入益を計上したこと等から、前年同期比46億円増加し、1,036億円となりました。経常費用は、資金調達費用や与信費用が減少したこと等から、同88億円減少し、731億円となりました。危機対応業務の不正行為事案に係る継続調査の結果必要となる既受領補償金及び利子補給金の返還、返還に伴い発生する利息並びに継続調査に伴う外部専門家への支出等を含めた損失額は78億円となりました。

以上により、経常利益は前年同期比135億円増加し305億円となり、親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期 比106億円増加し207億円となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比1,181億円増加し、1 兆8,002億円となりました。

当中間連結会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の減少等により767億円(前年同期比 \triangle 4,262億円)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還等により459億円(前年同期比△553億円)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により△45億円(前年同期比+0億円)となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間におきまして、国内の資金運用収支は544億7百万円、役務取引等収支は33億20百万円、特定 取引収支は7億75百万円、その他業務収支は20億93百万円となりました。

海外の資金運用収支は2億72百万円、役務取引等収支は△15百万円、その他業務収支は0百万円となりました。 以上により、合計の資金運用収支は前年同期比60億64百万円減少して546億80百万円、役務取引等収支は同10億52 百万円減少して33億4百万円、特定取引収支は同17億57百万円減少して7億75百万円、その他業務収支は同30百万 円減少して20億93百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
7里块	为 7万门	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	60, 469	275	_	60, 745
	当中間連結会計期間	54, 407	272	_	54, 680
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	66, 640	676	△289	67, 027
プロ貝金座用収益	当中間連結会計期間	58, 504	973	△626	58, 852
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	6, 171	400	△289	6, 282
プロ貝金剛建賃用	当中間連結会計期間	4, 096	701	△626	4, 171
 役務取引等収支	前中間連結会計期間	4, 371	△13	_	4, 357
仅份以51字以入	当中間連結会計期間	3, 320	△15	_	3, 304
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	6, 130	0	_	6, 130
りり仅務収別寺収益	当中間連結会計期間	4, 709	0	_	4, 710
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1, 758	13	_	1,772
りり仅例収別寺賃用	当中間連結会計期間	1, 389	16	_	1, 405
特定取引収支	前中間連結会計期間	2, 533		_	2, 533
村足取引収入	当中間連結会計期間	775		_	775
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	2, 533	_	_	2, 533
りの特定取別収益	当中間連結会計期間	776	_	_	776
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	_	_	_	_
7 り付足収別賃用	当中間連結会計期間	0	_	_	0
スの仏光教団士	前中間連結会計期間	2, 124	0	_	2, 124
その他業務収支	当中間連結会計期間	2, 093	0	_	2, 093
こと スのは米がほそ	前中間連結会計期間	18, 690	0	_	18, 690
うちその他業務収益	当中間連結会計期間	17, 892	0	_	17, 893
これ スの 仙 光 效 典 甲	前中間連結会計期間	16, 565		_	16, 565
うちその他業務費用	当中間連結会計期間	15, 799		_	15, 799

- (注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下、「国内連結子会社」という。)であります。
 - 2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。
 - 3. 「相殺消去額」欄には、「国内」・「海外」間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(2) 国内・海外別資金運用/調達の状況

国内の資金運用勘定の平均残高は12兆4,864億73百万円、利息は585億4百万円、利回りは0.93%となりました。また、国内の資金調達勘定の平均残高は11兆4,334億92百万円、利息は40億96百万円、利回りは0.07%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は1,114億79百万円、利息は9億73百万円、利回りは1.74%となりました。また、海外の資金調達勘定の平均残高は1,124億27百万円、利息は7億1百万円、利回りは1.24%となりました。

以上により、合計の資金運用勘定の平均残高は前年同期比687億3百万円減少して12兆4,995億51百万円、利息は同81億75百万円減少して588億52百万円、利回りは同0.12%低下して0.93%となりました。また、合計の資金調達勘定の平均残高は同576億6百万円減少して11兆4,475億18百万円、利息は同21億10百万円減少して41億71百万円、利回りは同0.03%低下して0.07%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
1里大只		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	12, 528, 812	66, 640	1.06
貝亚连川剛儿	当中間連結会計期間	12, 486, 473	58, 504	0. 93
うち貸出金	前中間連結会計期間	9, 217, 922	61, 062	1. 32
ノり貝山亚	当中間連結会計期間	8, 930, 422	53, 155	1. 18
うち有価証券	前中間連結会計期間	1, 552, 282	3, 623	0.46
プロ行画証分	当中間連結会計期間	1, 507, 458	3, 163	0.41
うちコールローン及び	前中間連結会計期間	42, 389	212	0. 99
買入手形	当中間連結会計期間	54, 493	406	1.48
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	2,732	0	0.00
ソり貝児元例と	当中間連結会計期間	_	_	_
され延け入	前中間連結会計期間	1, 606, 957	595	0.07
うち預け金	当中間連結会計期間	1, 854, 998	543	0.05
次入細字掛合	前中間連結会計期間	11, 464, 671	6, 171	0.10
資金調達勘定	当中間連結会計期間	11, 433, 492	4, 096	0.07
され強人	前中間連結会計期間	4, 941, 143	1, 905	0.07
うち預金	当中間連結会計期間	4, 932, 408	1, 382	0.05
ると認定性である	前中間連結会計期間	261, 943	15	0.01
うち譲渡性預金	当中間連結会計期間	216, 722	6	0.00
ると体光	前中間連結会計期間	4, 776, 074	2, 710	0.11
うち債券	当中間連結会計期間	4, 702, 914	1, 378	0.05
うちコールマネー及び	前中間連結会計期間	40	0	0. 20
売渡手形	当中間連結会計期間	62, 388	△16	△0.05
5 4 字明化掛合	前中間連結会計期間	_	-	_
うち売現先勘定	当中間連結会計期間	_	-	_
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	285, 620	14	0.00
受入担保金	当中間連結会計期間	480, 641	24	0.00
さま 併田人	前中間連結会計期間	1, 143, 206	1, 372	0. 23
うち借用金	当中間連結会計期間	984, 018	1,021	0.20

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
 - 2. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
 - 3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間1,921百万円、当中間連結会計期間1,914百万円)を控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
性親	规则	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	125, 504	676	1. 07
貝亚连川剛化	当中間連結会計期間	111, 479	973	1. 74
うち貸出金	前中間連結会計期間	46, 428	414	1.77
	当中間連結会計期間	51, 732	594	2. 29
うち有価証券	前中間連結会計期間	20, 200	74	0.73
プロ行[神証分]	当中間連結会計期間	1, 126	6	1.06
うちコールローン及び	前中間連結会計期間	_	_	_
買入手形	当中間連結会計期間	_	_	_
うち買現先勘定	前中間連結会計期間		_	
りり貝児元例と	当中間連結会計期間		_	
うち預け金	前中間連結会計期間	22, 162	56	0.50
ソり頂け金	当中間連結会計期間	16, 477	95	1. 15
/br Λ =□ \±.+\.	前中間連結会計期間	126, 514	400	0. 63
資金調達勘定	当中間連結会計期間	112, 427	701	1. 24
うち預金	前中間連結会計期間	22, 417	52	0.46
プの原金	当中間連結会計期間	11,002	55	1.00
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	41, 839	150	0.71
プロ議機性限金	当中間連結会計期間	45, 166	297	1. 31
うち債券	前中間連結会計期間	_	_	_
ソり恨 <u></u>	当中間連結会計期間	_	_	_
うちコールマネー及び	前中間連結会計期間	11	0	1.01
売渡手形	当中間連結会計期間	_	_	_
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	12, 897	38	0.60
ソり冗呪充倒化	当中間連結会計期間	_	_	_
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	_	_	_
受入担保金	当中間連結会計期間	_	_	_
さ ナ /生田 △	前中間連結会計期間	0	0	1. 08
うち借用金	当中間連結会計期間	_	_	_

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。
 - 2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。
 - 3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間952百万円、当中間連結会計期間920百万円)を控除して表示しております。

③ 合計

		平均残高(百万円)			利			
種類	期別	小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	利回り (%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	12, 654, 316	△86, 061	12, 568, 255	67, 316	△289	67, 027	1.06
真並連用例足	当中間連結会計期間	12, 597, 953	△98, 401	12, 499, 551	59, 478	△626	58, 852	0.93
うち貸出金	前中間連結会計期間	9, 264, 351	_	9, 264, 351	61, 476	_	61, 476	1. 32
プロ貝山金	当中間連結会計期間	8, 982, 155	_	8, 982, 155	53, 749	_	53, 749	1. 19
うち有価証券	前中間連結会計期間	1, 572, 483		1, 572, 483	3, 698	_	3, 698	0.46
プロ有価証券	当中間連結会計期間	1, 508, 585		1, 508, 585	3, 169	_	3, 169	0.41
うちコールローン	前中間連結会計期間	42, 389		42, 389	212	_	212	0.99
及び買入手形	当中間連結会計期間	54, 493		54, 493	406	_	406	1.48
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	2, 732		2, 732	0	_	0	0.00
プロ貝児元例と	当中間連結会計期間	_	_	_	_	_	_	_
うち預け金	前中間連結会計期間	1, 629, 120	_	1, 629, 120	652	_	652	0.07
) り頃け金	当中間連結会計期間	1, 871, 476	_	1, 871, 476	638	_	638	0.06
資金調達勘定	前中間連結会計期間	11, 591, 186	△86, 061	11, 505, 124	6, 571	△289	6, 282	0.10
[] 重亚讷连树丛	当中間連結会計期間	11, 545, 919	△98, 401	11, 447, 518	4, 797	△626	4, 171	0.07
うち預金	前中間連結会計期間	4, 963, 561	_	4, 963, 561	1, 957	_	1, 957	0.07
プの限金	当中間連結会計期間	4, 943, 411	_	4, 943, 411	1, 437	_	1, 437	0.05
こと	前中間連結会計期間	303, 782	_	303, 782	166	_	166	0.10
うち譲渡性預金	当中間連結会計期間	261, 888	_	261, 888	304	_	304	0.23
うち債券	前中間連結会計期間	4, 776, 074	_	4, 776, 074	2,710	_	2,710	0.11
プロ慎労	当中間連結会計期間	4, 702, 914	_	4, 702, 914	1, 378	_	1, 378	0.05
うちコールマネー	前中間連結会計期間	51		51	0		0	0.37
及び売渡手形	当中間連結会計期間	62, 388	_	62, 388	△16	_	△16	△0.05
ると本理と掛合	前中間連結会計期間	12, 897		12, 897	38	_	38	0.60
うち売現先勘定	当中間連結会計期間			_			_	
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	285, 620	_	285, 620	14	_	14	0.00
受入担保金	当中間連結会計期間	480, 641	_	480, 641	24	_	24	0.00
うち借用金	前中間連結会計期間	1, 143, 206		1, 143, 206	1, 372	_	1, 372	0. 23
ノり旧用金	当中間連結会計期間	984, 018		984, 018	1,021		1,021	0. 20

⁽注) 1. 「相殺消去額」欄には、「国内」・「海外」間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

^{2.} 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間2,873百万円、当中間連結会計期間2,834百万円)を控除して表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

国内の役務取引等収益は47億9百万円、役務取引等費用は13億89百万円となりました。 海外の役務取引等収益は0百万円、役務取引等費用は16百万円となりました。

以上により、合計の役務取引等収益は前年同期比14億20百万円減少して47億10百万円、役務取引等費用は同3億67百万円減少して14億5百万円となりました。

	#801	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
犯效形引效归光	前中間連結会計期間	6, 130	0	_	6, 130
役務取引等収益	当中間連結会計期間	4, 709	0	_	4, 710
うち預金・債券	前中間連結会計期間	3, 259	_	_	3, 259
・貸出業務	当中間連結会計期間	2, 330	_	_	2, 330
ると英禁类数	前中間連結会計期間	766	0	_	766
うち為替業務	当中間連結会計期間	731	0	_	731
さん 江 光 間 古 光 次	前中間連結会計期間	448	_	_	448
うち証券関連業務	当中間連結会計期間	94	_	_	94
さ ナ 小工田 米マケ	前中間連結会計期間	555	_	_	555
うち代理業務	当中間連結会計期間	527	_	_	527
るより日記世界	前中間連結会計期間	832	_	_	832
うち保証業務	当中間連結会計期間	753	_	_	753
うち保護預り	前中間連結会計期間	0	_	_	0
•貸金庫業務	当中間連結会計期間	0	_	_	0
40.76 Ft 31 kb 弗 田	前中間連結会計期間	1, 758	13	_	1,772
役務取引等費用	当中間連結会計期間	1, 389	16	_	1, 405
る ナ	前中間連結会計期間	190	6	_	197
うち為替業務	当中間連結会計期間	193	9	_	202

⁽注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

^{2. 「}海外」とは、当金庫の海外店であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

国内の特定取引収益は前年同期比17億56百万円減少して7億76百万円となりました。また、特定取引費用は同0百万円増加して0百万円となりました。

なお、海外の特定取引収益及び特定取引費用の計上はありません。

種類	#801	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
性規	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
株字版刊四光	前中間連結会計期間	2, 533	_	_	2, 533
特定取引収益	当中間連結会計期間	776	_	_	776
うち商品有価	前中間連結会計期間	19	_	_	19
証券収益	当中間連結会計期間	8	_	_	8
うち特定取引	前中間連結会計期間	40	_	_	40
有価証券収益	当中間連結会計期間	_	_	_	_
うち特定金融	前中間連結会計期間	2, 473	_	_	2, 473
派生商品収益	当中間連結会計期間	768	_	_	768
うちその他の	前中間連結会計期間	_	_	_	_
特定取引収益	当中間連結会計期間	_	_	_	_
法 字取引弗用	前中間連結会計期間	_	_	_	_
特定取引費用	当中間連結会計期間	0	_	_	0
うち商品有価	前中間連結会計期間	_	_	_	_
証券費用	当中間連結会計期間	_	_	_	_
うち特定取引	前中間連結会計期間	_	_	_	_
有価証券費用	当中間連結会計期間	0	_	_	0
うち特定金融	前中間連結会計期間		_		
派生商品費用	当中間連結会計期間	_	_	_	
うちその他の	前中間連結会計期間	_	_	_	_
特定取引費用	当中間連結会計期間	_	_	_	_

⁽注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

^{2. 「}海外」とは、当金庫の海外店であります。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

国内の特定取引資産は前年同期比207億26百万円減少して177億96百万円となりました。また、特定取引負債は 同207億81百万円減少して89億77百万円となりました。

なお、海外の特定取引資産及び特定取引負債の計上はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
(里)規	別別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	38, 522	<u> </u>	_	38, 522
17/正以7] 頁/庄	当中間連結会計期間	17, 796	_	_	17, 796
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	3, 365	_	_	3, 365
プロ間面有個証券	当中間連結会計期間	3, 286	_	_	3, 286
うち商品有価	前中間連結会計期間	_	_	_	_
証券派生商品	当中間連結会計期間	_	_	_	_
うち特定取引	前中間連結会計期間	_	_	_	_
有価証券	当中間連結会計期間	_	_	_	_
うち特定取引	前中間連結会計期間	_	_	_	_
有価証券派生商品	当中間連結会計期間	_	_	_	_
うち特定金融	前中間連結会計期間	35, 157	_	_	35, 157
派生商品	当中間連結会計期間	14, 510	_	_	14, 510
うちその他の	前中間連結会計期間	_	_	_	_
特定取引資産	当中間連結会計期間	_	_	_	_
特定取引負債	前中間連結会計期間	29, 758	_	_	29, 758
特定取別負債	当中間連結会計期間	8, 977	_	_	8, 977
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	_	_	_	_
プログロ 日前頃券	当中間連結会計期間	_	_	_	_
うち商品有価	前中間連結会計期間	_	_	_	_
証券派生商品	当中間連結会計期間	_	_	_	_
うち特定取引	前中間連結会計期間	_	_	_	_
売付債券	当中間連結会計期間	_	_	_	_
うち特定取引	前中間連結会計期間	_	_	_	_
有価証券派生商品	当中間連結会計期間	_	_	_	_
うち特定金融	前中間連結会計期間	29, 758	_	_	29, 758
派生商品	当中間連結会計期間	8, 977	_	_	8, 977
うちその他の	前中間連結会計期間	_	_	_	_
特定取引負債	当中間連結会計期間	_	_	_	_
	-				

⁽注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

^{2. 「}海外」とは、当金庫の海外店であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

任年	#0.04	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
五人人司	前中間連結会計期間	5, 062, 811	21, 878	_	5, 084, 689
預金合計	当中間連結会計期間	5, 076, 963	23, 622	_	5, 100, 586
こと 法制料語 人	前中間連結会計期間	1, 765, 454	1, 499	_	1, 766, 953
うち流動性預金	当中間連結会計期間	1, 775, 494	903	_	1, 776, 398
> .b .======= A	前中間連結会計期間	3, 176, 516	20, 379	_	3, 196, 895
うち定期性預金	当中間連結会計期間	3, 211, 308	22, 719	_	3, 234, 028
5 + 7 0 lih	前中間連結会計期間	120, 840	_	_	120, 840
うちその他	当中間連結会計期間	90, 160	_	_	90, 160
	前中間連結会計期間	277, 210	35, 897	_	313, 107
譲渡性預金	当中間連結会計期間	240, 810	59, 183	_	299, 993
AA A =1	前中間連結会計期間	5, 340, 021	57, 775	_	5, 397, 797
総合計	当中間連結会計期間	5, 317, 773	82, 806	_	5, 400, 580

- (注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
 - 2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。
 - 3. ①流動性預金=当座預金+普通預金+通知預金
 - ②定期性預金=定期預金

(6) 国内・海外別債券残高の状況

○ 債券の種類別残高(末残)

	種類	期別	国内		相殺消去額(△)	合計
	但規	州 加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
	利小本工序	前中間連結会計期間	4, 779, 813	_	_	4, 779, 813
	利付商工債	当中間連結会計期間	4, 649, 649	_	_	4, 649, 649
Λ ⇒ Ι.		前中間連結会計期間	4, 779, 813	_	_	4, 779, 813
	合計	当中間連結会計期間	4, 649, 649	_	_	4, 649, 649

- (注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
 - 2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

(7) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(末残・構成比)

米 達미	前中間連結会認	計期間	当中間連結会計期間			
業種別	金 額(百万円)	構成比(%)	金 額(百万円)	構成比(%)		
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	9, 433, 219	100.00	8, 929, 308	100.00		
製造業	3, 105, 214	32. 92	2, 951, 501	33. 05		
農業,林業	27, 528	0. 29	29, 288	0.33		
漁業	4, 220	0.04	3, 917	0.04		
鉱業,採石業,砂利採取業	13, 045	0. 14	12, 502	0.14		
建設業	284, 655	3. 02	256, 280	2.87		
電気・ガス・熱供給・水道業	33, 754	0.36	30, 238	0.34		
情報通信業,運輸業,郵便業	1, 246, 689	13. 22	1, 200, 241	13. 44		
卸売業,小売業	3, 016, 360	31. 97	2, 837, 207	31. 77		
金融業, 保険業	46, 886	0.50	44, 195	0. 50		
不動産業,物品賃貸業	688, 338	7. 30	654, 927	7. 34		
各種サービス業	952, 969	10. 10	895, 023	10.02		
地方公共団体	414	0.00	398	0.01		
その他	13, 141	0.14	13, 585	0. 15		
海外及び特別国際金融取引勘定分	46, 456	100.00	49, 667	100.00		
政府等	_	_	_	_		
金融機関	_	_	_	_		
その他	46, 456	100.00	49, 667	100.00		
合計	9, 479, 675	_	8, 978, 975	_		

- (注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
 - 2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の外国政府等向け債権残高は該当ありません。

(8) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

1千米石	#9.01	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	1, 029, 577	_	_	1, 029, 577
国復	当中間連結会計期間	818, 546	_	_	818, 546
地方債	前中間連結会計期間	120, 706	_	_	120, 706
地刀惧	当中間連結会計期間	267, 601	_	_	267, 601
九. 佳	前中間連結会計期間	356, 468	_	_	356, 468
社債	当中間連結会計期間	319, 846	_	_	319, 846
144 - 1-	前中間連結会計期間	30, 482	_	_	30, 482
株式	当中間連結会計期間	38, 911	_	_	38, 911
フの加の証券	前中間連結会計期間	32, 003	20, 245	_	52, 249
その他の証券	当中間連結会計期間	41, 475	1, 127	_	42, 602
A 31	前中間連結会計期間	1, 569, 239	20, 245	_	1, 589, 484
合計	当中間連結会計期間	1, 486, 380	1, 127	_	1, 487, 507

⁽注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

^{2. 「}その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」(平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当金庫は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用するとともに、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。なお、当金庫はマーケット・リスク相当額は不算入特例を用いて算入しておりません。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	平成29年9月30日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	13. 46
2. 連結Tier1比率 (5/7)	12. 37
3. 連結普通株式等Tier1比率 (6/7)	12. 37
4. 連結における総自己資本の額	10, 202
5. 連結におけるTier1資本の額	9, 377
6. 連結における普通株式等Tier 1 資本の額	9, 377
7. リスク・アセットの額	75, 750
8. 連結総所要自己資本額	6,060

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	平成29年9月30日
1. 単体総自己資本比率 (4/7)	13.50
2. 単体Tier 1 比率 (5/7)	12. 43
3. 単体普通株式等Tier 1 比率 (6/7)	12. 43
4. 単体における総自己資本の額	10, 116
5. 単体におけるTier 1 資本の額	9, 315
6. 単体における普通株式等Tier 1 資本の額	9, 315
7. リスク・アセットの額	74, 923
8. 単体総所要自己資本額	5, 993

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当金庫の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により 経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権 の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権 以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

连按 页区八	平成28年9月30日	平成29年9月30日	
債権の区分	金額(億円)	金額(億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,884	1,659	
危険債権	2, 533	2, 282	
要管理債権	147	212	
正常債権	93, 368	88, 461	

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(経営の基本方針)

当金庫は、「お客さまの成長こそが私たちの成長」であるとの企業理念の下、中小企業の皆さまの持続的な企業価値向上に向けた取組みを継続し、お客様本位のサービスを提供し、顧客満足を追求するという「お客さま第一主義」の経営スタンスの徹底を図っております。

「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、お役に立つことで、株主・投資家の皆さまから高く評価されるよう努めてまいります。

(中期的な経営戦略)

「中小企業組合と中小企業の皆さまの成長に貢献する」という使命を実現するための具体的なプログラムとして、 平成27年4月から平成30年3月までを計画期間とする第三次中期経営計画を策定し、各種施策に取り組んでおります。

中期経営計画においては、「①企業理念の共有と現場力の一層の強化」、「②使命である中小企業の企業価値向上に向けた取組み強化、地域活性化への貢献」、「③使命実現を支える仕組みの構築」の3点を取組方針として、引き続き、中小企業の皆さまのニーズの高い「セーフティネット機能の発揮」に注力するとともに、中小企業の企業価値向上に向けた取組み強化を通じて地域の活性化に貢献してまいります。また、より高いレベルで使命を実現していくために、「資金調達基盤の拡充」、「健全な経営基盤の構築」、「内部態勢整備」に努め、中小企業や地域から信頼され選ばれる金融機関として、当金庫自らの企業価値向上を図ってまいります。

当金庫は、危機対応業務における不正行為並びにその他の不適切な業務運営により行政処分を受けたことを踏まえ、代表取締役社長を本部長とする「商工中金改革実行本部」を設置いたしました。今後、こうした体制の下、経済産業大臣の指示に基づき政府に設置された「商工中金の在り方検討会」の結果を踏まえ、他の事業者との間の適正な競争関係の確保を図った持続可能なビジネスモデル及び取締役会の強化や外部人材の登用を含む新たな経営管理態勢の構築に係る業務の改善計画を策定・実行してまいります。

(経営環境)

当中間連結会計期間のわが国経済は、内外需とも緩やかな成長が続きました。

個人消費は雇用環境の改善を受けた所得の増加や消費者マインドの回復により、持ち直しがみられます。住宅投資は、住宅ローン金利の低位安定や貸家需要の高まりを受け高水準の推移が続いていますが、足元では減少傾向にあります。設備投資は、年度明けは一進一退の動きが続いていましたが、このところ持ち直しがみられます。公共投資は、平成28年度補正予算の効果がみられます。輸出は、海外経済の持ち直しを受け増加しています。

このような経済環境を受け、中小企業の景況感にも持ち直しの動きがみられます。ただし、人手不足を感じる中小 企業は多く、今後も労働需給の逼迫による人件費負担の増加等が懸念されます。

金融面につきましては、平成28年9月に日本銀行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入したことで、国内金利は短期金利、長期金利とも低位安定が続いています。円の対ドル相場は、米国の金融政策の見通しに対する市場参加者の思惑の変化や、北朝鮮情勢をはじめとする地政学リスクが高まる局面では一時的に変動が大きくなりましたが、概ねレンジ内での推移となっています。日経平均株価は、企業収益の改善や海外株価の上昇を受け、上昇基調にあります。

(対処すべき課題)

当金庫の危機対応業務の不正行為事案に関しまして、お取引先をはじめ、株主や国民の皆さまに多大なるご迷惑と ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

危機対応業務の審査にあたって必要となる書類を改ざんする等の不正行為が広範に発生しただけでなく、その他の 業務においても不適切な業務運営があったことにより、平成29年10月25日、経済産業省、財務省、金融庁、農林水産 省より、二度目の行政処分を受けました。また、同日、上記の四省庁に、「問題発生時以降現在に至るまでの役職員 の責任の所在の明確化」及び「監査機能の強化及び組織運営の適正化を含む抜本的な再発防止策の策定・実行」に係 る業務の改善計画を提出いたしました。今回の事態は、組織の信頼を根底から揺るがす重大な事態であり、真に厳粛 に受け止めております。

当金庫といたしましては、組織全体で今回の不祥事を心から反省した上で、ガバナンス態勢の強化やコンプライア

ンスの立て直しなど、再発防止策の着実な実施に、役職員一丸となって全力で取り組み、皆さまから再び信頼いただけるよう、努めてまいります。

中小企業においては、景況感は持ち直しの動きがみられますが、非製造業を中心に人手不足感は強まっており、コスト上昇への懸念が高まっています。また、将来的には人口減少時代の本格到来やグローバル化の一層の進展が見込まれ、中小企業の経営ニーズは、一層高度化・多様化することが考えられます。そうした経営ニーズに対し、セーフティネット機能はもとより、ネットワーク機能やソリューション機能を最大限活かし、お客様第一主義の業務運営を徹底・実践することを通じて、中小企業組合と中小企業の企業価値向上や地域活性化への貢献に全力をあげて取り組んでまいります。

まず、業績や資金繰りに影響が生じている中小企業からの借入相談に対しては、懇切・丁寧を旨とし、個々の相談 者の事情に十分配慮しつつ、積極的かつきめ細かな対応を行うことで的確にセーフティネット機能の発揮に努めてま いります。

成長支援につきましては、生産性向上を目的とした設備投資、集約化等の事業再構築、人手不足への対応等に関するニーズが見込まれる中、「適時適切な成長資金の供給」、「地域金融機関と連携したリスクマネーの供給」、「海外展開支援」、「M&Aや事業承継支援」、「ビジネスマッチング」等への取組みを強化し、中小企業の多様なニーズに対応してまいります。

さらに、再生支援につきましては、地域金融機関や各支援機関との連携を一層強化し、経営改善計画の策定支援や そのフォロー等のコンサルティング機能の発揮、抜本的な再生支援、金融取引の正常化支援等に取り組んでまいりま す。

これら諸課題への取組みの強化に加え、安定的な調達基盤の拡充やコンプライアンスの徹底・意識の向上をはじめとする内部態勢の整備、真にお客様本位の業務運営を徹底するための業務改革、一層の経営合理化に取り組むことによる健全な経営基盤の構築により、当金庫の使命である中小企業組合と中小企業の持続的成長に貢献してまいります。

4 【事業等のリスク】

危機対応業務の不正行為並びにその他の不適切な業務運営につきまして、平成29年10月25日、経済産業省、財務省、金融庁、農林水産省より、株式会社商工組合中央金庫法第59条及び株式会社日本政策金融公庫法第24条に基づく行政処分を受け、「問題発生時以降現在に至るまでの役職員の責任の所在の明確化」及び「監査機能の強化及び組織運営の適正化を含む抜本的な再発防止策の策定・実行」に係る業務の改善計画を提出いたしました。

平成29年4月に「危機対応業務等改革本部」を設置し、コンプライアンス及び内部監査への取締役会の関与強化や、ガバナンス強化の観点から社外取締役、社外監査役の招聘などの改善事項に取り組んでまいりましたが、先般の業務改善命令を踏まえ、業務改善計画の一部として、「公的金融と通常業務の峻別」、「コンプライアンス意識の立て直し」、「ガバナンス態勢の見直し」、「組織全体の働き方・意識改革」といった抜本的な再発防止策を策定いたしました。また、今後の当金庫の業務・組織のあり方を抜本的に見直すために、危機対応業務等改革本部を改組し、代表取締役社長を本部長とする「商工中金改革実行本部」を設置いたしました。今後、こうした体制の下、経済産業大臣の指示に基づき政府に設置された「商工中金の在り方検討会」の結果を踏まえ、他の事業者との間の適正な競争関係の確保を図った持続可能なビジネスモデル及び取締役会の強化や外部人材の登用を含む新たな経営管理態勢の構築に係る業務の改善計画を策定・実行してまいります。

ステークホルダーの皆様や社会から再び信頼いただけるよう、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢の整備・強化に向け、全社一丸となって取り組んでまいります。

なお、危機対応業務の不正行為や継続調査の過程で判明したその他の業務における不適切な行為など、統制強化の 実施等を行う中で判明したものについても適切に調査を実施してまいります。その結果、更なる不適切な行為等が検 出される可能性があり、当金庫の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

その他、当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、 投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業 等のリスク」について重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況は以下のとおりとなりました。

(1) 経営成績

当中間連結会計期間の連結粗利益は、低金利環境の下、利回りの低下等により資金運用収支が前年同期比60億円減少したこと等から、同89億円減少し、608億円となりました。また、与信費用は、倒産の減少や一般貸倒引当金の戻入等から、前年同期比294億円減少し、145億円の戻入となりました。

以上により、経常利益は前年同期比135億円増加し305億円となり、親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期 比106億円増加し207億円となりました。

○損益の概要

		前中間連結会計期間 (億円)(A)	当中間連結会計期間 (億円)(B)	増減 (億円)(B)-(A)
連結粗利益		697	608	△89
資金運用収支		607	546	△60
役務取引等収支		43	33	△10
特定取引収支		25	7	△17
その他業務収支		21	20	$\triangle 0$
営業経費	(\triangle)	415	399	△16
与信費用 (注)	(\triangle)	149	△145	△294
その他		37	△49	△87
経常利益		169	305	135
特別損益		△0	△0	$\triangle 0$
税金等調整前中間純利益		169	304	134
法人税等合計	(\triangle)	67	96	28
中間純利益		101	207	106
非支配株主に帰属する中間純利益		_	_	_
親会社株主に帰属する中間純利益		101	207	106

⁽注)与信費用=一般貸倒引当金繰入額+不良債権処理額

(2) 財政状態

貸出金は、お取引先の資金需要の低迷や危機対応業務の不正行為事案への対応に最優先で取り組んだ結果等から、 期末残高は前連結会計年度末比3,645億円減少し、8 兆9,789億円となりました。

有価証券は、国内債券を中心として、投資環境や市場環境を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前連結会計年度末比522億円減少し、1兆4,875億円となりました。

預金・譲渡性預金は、譲渡性預金が増加した結果、期末残高は前連結会計年度末比245億円増加し、5兆4,005億円となりました。また、債券は、募集債等が減少した結果、期末残高は前連結会計年度末比940億円減少し、4兆6,496億円となりました。

これらの結果、総資産の期末残高は、前連結会計年度末比2,385億円減少し、12兆6,064億円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、「1 業績等の概要」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の 内容	敷地面積 (㎡)	建物 延面積 (㎡)	完了年月
	_	宇都宮 支店	栃木県 宇都宮市	建替	銀行業	店舗	_	783. 87	平成29年 7月
当金庫	_	和歌山 支店	和歌山県 和歌山市	移転	銀行業	店舗	_	1, 676. 80	平成29年 9月
	_	システム 部	東京都東村山市	一部代替	銀行業	ホストコン ピュータ 設備	_	_	平成29年 8月

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

	会社名	店舗名	所在地	区分	セグメント	設備の	投資予 (百 <i>7</i>	定金額 7円)	資金調達	着手年月	完了予定
		その他	// 12.5		の名称	内容	総額	既支 払額	方法	(H 1 T)1	年月
当金庫	_	鹿児島 支店	鹿児島県鹿児島市	建替	銀行業	店舗	940	350	自己資金	平成27年 9月	平成29年 11月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)			
普通株式	4, 000, 000, 000			
危機対応準備金株式	10			
計	4, 000, 000, 010			

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年12月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	
普通株式	2, 186, 531, 448	2, 186, 531, 448	_	単元株式数は、1,000株であります。
計	2, 186, 531, 448	2, 186, 531, 448	_	_

(注) 危機対応業務の円滑な実施を目的とし、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6の規定に基づき、当金庫 定款に危機対応準備金株式を発行することができる旨規定しておりますが、中間会計期間末現在及びこの半期 報告書提出日現在、発行済の危機対応準備金株式はありません。

なお、当金庫定款に規定している危機対応準備金株式の内容は次のとおりであります。

(1)議決権

危機対応準備金株式を有する株主(以下、「危機対応準備金株式株主」という。) は、法令に別段の定めがある場合を除き、全部の事項につき株主総会において議決権を有しない。

(2) 配当金

危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式の登録株式質権者(以下、「危機対応準備金株式登録株 式質権者」という。)に対して、剰余金の配当をしない。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、危機対応準備金株式1株につき、その払込金額相当額の金銭を支払う。ただし、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6第3項の規定に基づき、危機対応準備金に当該相当額が計上された時以降は、この限りでない。

上記のほか、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。

(4) 取得条項

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6第3項の規定に基づき危機対応準備金の額が計上された時以降であって取締役会が別に定める日が到来したときは、危機対応準備金株式の全部を、危機対応準備金株式1株につき、最終事業年度に係る貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額から危機対応準備金の額及び特別準備金の額を控除して得た額を発行済株式の総数で除して得た額で、取得することができる。

(5) 単元株式数

単元株式数は、1株とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年9月30日	_	2, 186, 531	_	218, 653	_	

(6) 【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	1, 016, 000	46. 46
中部交通共済協同組合	愛知県名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号	8, 085	0.36
関東交通共済協同組合	東京都新宿区西新宿七丁目21番20号	6, 580	0.30
株式会社珈栄舎	愛知県名古屋市中区錦三丁目15番15号 CTV錦ビル9階	6, 087	0. 27
東銀リース株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	5, 300	0. 24
大阪船場繊維卸商団地協同組合	大阪府箕面市船場東二丁目5番47号	4, 810	0. 21
北央信用組合	北海道札幌市中央区南1条西8丁目7番地の1	4, 662	0. 21
東京木材問屋協同組合	東京都江東区新木場一丁目18番8号	4, 626	0. 21
協同組合小山教育産業グループ	東京都渋谷区神泉町11番1号	4, 223	0. 19
共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	3, 772	0. 17
111 <u>1</u>	_	1, 064, 146	48.66

⁽注) 上記のほか当金庫所有の自己株式10,113千株(発行済株式総数に対する割合:0.46%)があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 10,113,000	_	_
完全議決権株式(その他)	2, 173, 294, 000	2, 171, 297	-
単元未満株式	3, 124, 448		1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	2, 186, 531, 448	_	_
総株主の議決権	_	2, 171, 297	_

- (注) 1.「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社商工組合中央金庫法第6条第3項の規定により、 議決権を行使することができない株主名義の株式1,997,000株が含まれております。また、「議決権の数」 の欄には、同株主名義の完全議決権株式に係る議決権の数1,997個は含まれておりません。
 - 2.「単元未満株式」の欄には、当金庫所有の自己株式124株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲二丁目 10番17号	10, 113, 000		10, 113, 000	0. 46
∄ +	-	10, 113, 000		10, 113, 000	0. 46

2 【株価の推移】

当金庫の株式は非上場・非登録につき、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役常務執行役員	_	門 田 光 司	平成29年10月25日
取締役常務執行役員	_	佐 藤 昌 昭	平成29年10月25日
取締役	_	小 島 順 彦	平成29年11月15日

(3) 役員の異動

該当事項はありません。

(4) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.33%)

第5 【経理の状況】

- 1. 当金庫の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則」(平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号。以下、「商工組合中央金庫法施行規則」という。)に準拠しております。
- 2. 当金庫の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、商工組合中央金庫法施行規則に準拠しております。
- 3. 当金庫は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

- (1)【中間連結財務諸表】
 - ①【中間連結貸借対照表】

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
現金預け金	1, 722, 831	1, 849, 619
コールローン及び買入手形	57, 723	65, 12
買入金銭債権	26, 127	27, 49
特定取引資産	20, 485	17, 79
有価証券	% 6, % 10 1, 539, 789	×6,×10 1,487,50
貸出金	%1, %2, %3, %4, %5, %7 9, 343, 501	% 1, % 2, % 3, % 4, % 5, % 7 8 , 9 78, 9 7
外国為替	* 5 15, 708	3 ×5 17,75
その他資産	% 6 146, 301	* 6 170, 04
有形固定資産	* 8 43, 854	×8 43, 96
無形固定資産	10, 958	10, 81
退職給付に係る資産	4, 452	5, 51
繰延税金資産	47, 414	44, 08
支払承諾見返	103, 466	106, 39
貸倒引当金	△237, 584	△218, 61
資産の部合計	12, 845, 033	12, 606, 47
負債の部		
預金	% 6 5, 103, 175	%6 5, 100, 58
譲渡性預金	272, 855	299, 99
債券	4, 743, 721	4, 649, 64
コールマネー及び売渡手形	359	13
債券貸借取引受入担保金	* 6 474, 944	* 6 410, 27
特定取引負債	10, 918	8, 97
借用金	% 6, % 9 1, 015, 805	×6, ×9 898, 81
外国為替	86	5 27
その他負債	142, 457	128, 01
賞与引当金	4, 637	4, 63
退職給付に係る負債	25, 378	25, 10
役員退職慰労引当金	90	10
睡眠債券払戻損失引当金	11, 541	16, 39
環境対策引当金	152	2 15
危機対応業務関連損失引当金	_	4, 20
その他の引当金	75	5 7
繰延税金負債	49	5
支払承諾	103, 466	106, 39
負債の部合計	11, 909, 714	11, 653, 84

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
純資産の部		
資本金	218, 653	218, 653
危機対応準備金	150, 000	150, 000
特別準備金	400, 811	400, 811
資本剰余金	0	0
利益剰余金	154, 131	170, 423
自己株式	△1,038	△1,044
株主資本合計	922, 557	938, 843
その他有価証券評価差額金	23, 540	23, 857
繰延ヘッジ損益	48	32
退職給付に係る調整累計額	△14, 625	△13, 895
その他の包括利益累計額合計	8, 964	9, 994
非支配株主持分	3, 796	3, 793
純資産の部合計	935, 318	952, 631
負債及び純資産の部合計	12, 845, 033	12, 606, 476

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】 【中間連結損益計算書】

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日
	至 平成28年9月30日)	至 平成29年9月30日)
経常収益	99, 027	103, 694
資金運用収益	67, 027	58, 852
(うち貸出金利息)	61, 476	53, 749
(うち有価証券利息配当金)	3, 698	3, 169
役務取引等収益	6, 130	4, 710
特定取引収益	2, 533	776
その他業務収益	18, 690	17, 893
その他経常収益	* 1 4 , 646	% 1 21, 463
経常費用	82, 042	73, 192
資金調達費用	6, 282	4, 171
(うち預金利息)	1,957	1, 437
(うち債券利息)	2,710	1, 378
役務取引等費用	1,772	1, 405
特定取引費用	_	0
その他業務費用	16, 565	15, 799
営業経費	* 2 41, 596	% 2 39, 951
その他経常費用	<u>*3 15, 825</u>	* 3 11, 864
経常利益	16, 984	30, 501
特別利益	2	3
固定資産処分益	2	3
特別損失	65	86
固定資産処分損	35	86
減損損失		_
税金等調整前中間純利益	16, 921	30, 418
法人税、住民税及び事業税	8, 014	6, 748
法人税等調整額	△1, 279	2, 880
法人税等合計	6,734	9, 628
中間純利益	10, 186	20, 789
非支配株主に帰属する中間純利益	<u> </u>	_
親会社株主に帰属する中間純利益	10, 186	20, 789

【中間連結包括利益計算書】

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
中間純利益	10, 186	20, 789
その他の包括利益	749	1,030
その他有価証券評価差額金	△468	316
繰延ヘッジ損益	21	△15
退職給付に係る調整額	1, 196	729
中間包括利益	10, 935	21, 819
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	10, 935	21, 819
非支配株主に係る中間包括利益	_	_

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位:百万円)

		株主資本					
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218, 653	150, 000	400, 811	0	126, 186	△1,026	894, 624
当中間期変動額							
剰余金の配当					△4, 497		△4, 497
親会社株主に帰属する 中間純利益					10, 186		10, 186
自己株式の取得						△7	△7
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	_	-	_	_	5, 689	△7	5, 681
当中間期末残高	218, 653	150, 000	400, 811	0	131, 875	△1,033	900, 306

		その他の包括	舌利益累計額		非支配	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	株主持分	
当期首残高	21, 722	_	△16, 245	5, 477	3, 796	903, 898
当中間期変動額						
剰余金の配当						△4, 497
親会社株主に帰属する 中間純利益						10, 186
自己株式の取得						△7
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	△468	21	1, 196	749	△3	745
当中間期変動額合計	△468	21	1, 196	749	△3	6, 427
当中間期末残高	21, 253	21	△15, 048	6, 226	3, 793	910, 326

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218, 653	150, 000	400, 811	0	154, 131	△1,038	922, 557
当中間期変動額							
剰余金の配当					△4, 497		△4, 497
親会社株主に帰属する 中間純利益					20, 789		20, 789
自己株式の取得						△6	△6
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	_	_	_	_	16, 292	△6	16, 285
当中間期末残高	218, 653	150, 000	400, 811	0	170, 423	△1,044	938, 843

		その他の包括	非支配			
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	株主持分	純資産合計
当期首残高	23, 540	48	△14, 625	8, 964	3, 796	935, 318
当中間期変動額						
剰余金の配当						△4, 497
親会社株主に帰属する 中間純利益						20, 789
自己株式の取得						△6
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	316	△15	729	1,030	△3	1, 026
当中間期変動額合計	316	△15	729	1,030	△3	17, 312
当中間期末残高	23, 857	32	△13, 895	9, 994	3, 793	952, 631

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	(単位:百万円) 当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	16, 921	30, 418
減価償却費	3, 351	3, 177
減損損失	30	_
貸倒引当金の増減 (△)	1, 032	△18, 970
賞与引当金の増減額 (△は減少)	88	$\triangle 4$
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△1, 126	△1,060
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△257	△272
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△63	10
睡眠債券払戻損失引当金の増減(△)	323	4, 857
環境対策引当金の増減額(△は減少) 危機対応業務関連損失引当金の増減額(△は減 少)	∆1 _	△1 4, 209
その他の引当金の増減額(△は減少)	7	2
資金運用収益	△67, 027	△58, 852
資金調達費用	6, 282	4, 171
有価証券関係損益(△)	△1, 308	△621
固定資産処分損益(△は益)	33	83
特定取引資産の純増(△)減	△11, 946	2, 688
特定取引負債の純増減(△)	11, 924	△1, 940
貸出金の純増(△)減	45, 479	364, 525
預金の純増減(△)	△74, 292	$\triangle 2,588$
譲渡性預金の純増減(△)	186, 183	27, 137
債券の純増減(△)	△36, 655	△94, 072
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減 (△)	△64, 773	△116, 986
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	107, 230	△8, 591
コールローン等の純増(△)減	△15, 986	△8, 762
コールマネー等の純増減(△)	△4, 785	△226
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	352, 808	△64, 671
外国為替(資産)の純増(△)減	△165	$\triangle 2,047$
外国為替(負債)の純増減(△)	△76	187
資金運用による収入	71, 256	60, 810
資金調達による支出	△6, 786	△4, 178
その他	△8, 485	△34, 281
小計	509, 212	84, 151
法人税等の支払額	△6, 132	△7, 364
営業活動によるキャッシュ・フロー	503, 079	76, 787
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△200, 028	△128, 674
有価証券の売却による収入	225, 582	63, 372
有価証券の償還による収入	78, 719	114, 473
有形固定資産の取得による支出	△1, 859	△1, 381
無形固定資産の取得による支出	△1, 156	△1, 894
有形固定資産の売却による収入	15	21
投資活動によるキャッシュ・フロー	101, 272	45, 916

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	$\triangle 4,497$	△4, 497
非支配株主への配当金の支払額	$\triangle 3$	$\triangle 3$
自己株式の取得による支出	$\triangle 7$	$\triangle 6$
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4, 508	△4, 507
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	599, 843	118, 196
現金及び現金同等物の期首残高	1, 007, 634	1, 682, 086
現金及び現金同等物の中間期末残高	* 1 1, 607, 478	* 1 1, 800, 282

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1.連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社 7社

会社名

八重洲商工株式会社

株式会社商工中金情報システム

商工サービス株式会社

八重洲興産株式会社

株式会社商工中金経済研究所

商工中金リース株式会社

商工中金カード株式会社

(2) 非連結子会社 1社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び その他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営 成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。
 - (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。
 - (3) 持分法非適用の非連結子会社 1 社 会社名

八重洲緑関連事業協同組合

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

- 4. 開示対象特別目的会社に関する事項
 - (1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 該当ありません。
 - (2) 開示対象特別目的会社との取引金額等 該当ありません。

5.会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して 利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間 連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結 損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として、時価のある株式については中間連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当金庫の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:2年~60年 その他:2年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の 回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッ シュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする 方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額の うち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見 積り必要と認める額を計上しております。

(9) 環境対策引当金の計上基準

環境対策引当金は、PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

(10) 危機対応業務関連損失引当金の計上基準

危機対応業務関連損失引当金は、危機対応業務の不正行為事案に係る継続調査の結果必要となる既受領補償金及び利子補給金の返還、返還に伴い発生する利息の支出並びに継続調査に伴う外部専門家への支出に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

(11) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金であります。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法について は給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりで あります。

過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法 により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末 の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(16) 消費税等の会計処理

当金庫及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(特別準備金)

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益 準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額 を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3 項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて 適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応業務の不正行為事案)

危機対応業務の不正行為事案に関する継続調査の結果、「不正があると判定した口座」のうち「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」は3,255件、「判定不能であるため不正の疑義が払拭できなかった口座」のうち「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」は4,803件となりました。「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」は4,803件となりました。「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」に係る既受領補償金及び利子補給金について、株式会社日本政策金融公庫へ速やかな返還を行う必要があり、返還済みの第三者委員会調査判明分を含めた損失額7,865百万円について当中間連結財務諸表に計上しております。当該損失額の内訳は次のとおりです。

(1)	既受領補償金の返還に伴う損失	1,041百万円
(2)	既受領利子補給金の返還に伴う損失	2,101百万円
(3)	返還に伴い発生する利息	824百万円
(4)	損害担保契約解除に伴う貸倒引当金増加額	1,442百万円
(5)	継続調査費用	2,455百万円

(1)~(3)及び(5)について、その他経常費用の危機対応業務関連損失引当金繰入額4,209百万円及び危機対応業務関連損失2,213百万円に計上しております。

(4)について、その他経常収益の貸倒引当金戻入益から減額して計上しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
破綻先債権額	58,415百万円	57,891百万円
延滞債権額	354,017百万円	334,577百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※2.貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	72百万円	1,451百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で 破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※3.貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
貸出条件緩和債権額	17,222百万円	19,754百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
合計額	429,728百万円	413,675百万円

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
189.462百万円	191.666百万円

※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	1,166,254百万円	1,012,371百万円
計	1, 166, 254百万円	1,012,371百万円
担保資産に対応する債務		
預金	6,866百万円	1,524百万円
債券貸借取引受入担保金	474,944百万円	410,272百万円
借用金	630,471百万円	545, 248百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

/ o		
	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
有価証券	45,688百万円	23.641百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
金融商品等差入担保金	31,931百万円	51,380百万円
保証金・敷金等	2,259百万円	2,220百万円

※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
融資未実行残高	1,066,129百万円	1,123,683百万円
うち原契約期間が1年以内の もの又は任意の時期に無条件 で取消可能なもの	1,016,958百万円	1,077,157百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも 当金庫及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、 金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた 融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要 に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の 業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※8. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
減価償却累計額	68,137百万円	68,372百万円

%9. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
劣後特約付借入金	40,000百万円	40,000百万円

※10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度	当中間連結会計期間
(平成29年3月31日)	(平成29年9月30日)
178, 216百万円	150,613百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
貸倒引当金戻入益	一百万円	14,572百万円
償却債権取立益	38百万円	59百万円
睡眠債券の収益計上額	2,562百万円	5,801百万円

※2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
給与・手当	21,119百万円	20,804百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
貸出金償却	0 百万円	21百万円
貸倒引当金繰入額	14,910百万円	—百万円
株式等償却	141百万円	一百万円
睡眠債券払戻損失引当金繰入額	693百万円	5,352百万円
危機対応業務関連損失引当金繰入額	一百万円	4,209百万円
危機対応業務関連損失	一百万円	2,213百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2, 186, 531	_	_	2, 186, 531	
合 計	2, 186, 531			2, 186, 531	
自己株式					
普通株式	10, 005	44		10, 049	(注)
合 計	10, 005	44	_	10, 049	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日	普通株式 (政府分)	1,016	1.0(注)	平成28年3月31日	平成28年6月27日
定時株主総会	普通株式 (政府以外分)	3, 481	3. 0	一	十成20年6月21日

- (注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。
 - (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2, 186, 531			2, 186, 531	
合 計	2, 186, 531			2, 186, 531	
自己株式					
普通株式	10, 076	36		10, 113	(注)
合 計	10, 076	36	_	10, 113	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月22日	普通株式 (政府分)	1,016	1.0(注)	平成29年3月31日	平成29年6月26日
定時株主総会	普通株式 (政府以外分)	3, 481	3.0	十成29年 3 月 31 日	十成29年 0 月 20 日

- (注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。
 - (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
現金預け金勘定	1,671,131百万円	1,849,619百万円
日本銀行預け金を除く預け金	△63,652百万円	△49,336百万円
現金及び現金同等物	1,607,478百万円	1,800,282百万円

(リース取引関係)

- 1. ファイナンス・リース取引
 - (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - ① リース資産の内容
 - (ア) 有形固定資産

主として、電子計算機であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5.会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引前連結会計年度(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成29年9月30日)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

		(単位・日カロ)
	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
1年内	385	359
1年超	453	375
合 計	838	734

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、「中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

			(事位・日の11)
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	1, 722, 831	1, 722, 831	_
(2) 特定取引資産			
売買目的有価証券	3, 298	3, 298	_
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	467, 489	470, 985	3, 495
その他有価証券	1, 063, 168	1, 063, 168	_
(4) 貸出金	9, 343, 501		
貸倒引当金(*1)	△234, 631		
	9, 108, 870	9, 189, 447	80, 576
資産計	12, 365, 659	12, 449, 731	84, 072
(1) 預金	5, 103, 175	5, 105, 287	2, 112
(2) 譲渡性預金	272, 855	272, 851	△3
(3) 債券	4, 743, 721	4, 745, 597	1,876
(4) 債券貸借取引受入担保金	474, 944	474, 944	_
(5) 借用金	1, 015, 805	1, 017, 318	1, 512
負債計	11, 610, 501	11, 615, 999	5, 498
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6, 407	6, 407	_
ヘッジ会計が適用されているもの	69	69	_
デリバティブ取引計	6, 476	6, 476	_

^(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

^(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示して おります。

(単位:百万円)

その他有価証券 1,088,415 1,088,415 (4)貸出金 8,978,975 貸倒引当金(*1) △215,377 8,763,598 8,835,884 72 資産計 12,094,867 12,169,319 74 (1)預金 5,100,586 5,102,752 2 (2)譲渡性預金 299,993 299,990 299,990 (3)債券 4,649,649 4,641,983 △2 (4)債券貸借取引受入担保金 410,272 410,272 410,272 (5)借用金 898,818 897,772 △2					(単位・日カロ)
(2) 特定取引資産 売買目的有価証券 3,286 3,286 3,286 (3) 有価証券 389,948 392,113 ご その他有価証券 1,088,415 1,088,415 1,088,415 (4) 貸出金 8,978,975 (貸倒引当金(*1) 2,15,377 8,763,598 8,835,884 72 (1) 預金 5,100,586 5,102,752 (2) 譲渡性預金 299,993 299,990 (3) 債券 4,649,649 4,641,983 △(4) 債券貸借取引受入担保金 410,272 410,272 (5) 借用金 898,818 897,772 △(5) 負債計 11,359,320 11,352,772 △(6)				時価	差額
売買目的有価証券 3,286 3,286 3,286 (3) 有価証券 389,948 392,113 2 2 2 2 2 2 2 3 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2	(1)	現金預け金	1, 849, 619	1, 849, 619	_
(3) 有価証券 満期保有目的の債券 389,948 392,113 2 その他有価証券 1,088,415 1,088,415 1,088,415 (4) 貸出金 8,978,975 貸倒引当金(*1)	(2)	特定取引資産			
満期保有目的の債券 389,948 392,113 2 2 410,272 負債計 11,359,320 11,352,772		売買目的有価証券	3, 286	3, 286	_
その他有価証券 1,088,415 1,088,415 (4)貸出金 8,978,975 貸倒引当金(*1) △215,377 8,763,598 8,835,884 73 資産計 12,094,867 12,169,319 74 (1)預金 5,100,586 5,102,752 3 (2)譲渡性預金 299,993 299,990 299,990 (3)債券 4,649,649 4,641,983 △2 (4)債券貸借取引受入担保金 410,272 410,272 410,272 (5)借用金 898,818 897,772 △2 負債計 11,359,320 11,352,772 △6	(3)	有価証券			
(4) 貸出金 8,978,975 貸倒引当金(*1) △215,377 8,763,598 8,835,884 73 資産計 12,094,867 12,169,319 74 (1) 預金 5,100,586 5,102,752 3 (2) 譲渡性預金 299,993 299,990 299,990 (3) 債券 4,649,649 4,641,983 △2 (4) 債券貸借取引受入担保金 410,272 410,272 410,272 (5) 借用金 898,818 897,772 △2 負債計 11,359,320 11,352,772 △6		満期保有目的の債券	389, 948	392, 113	2, 165
貸倒引当金(* 1)		その他有価証券	1, 088, 415	1, 088, 415	_
8,763,598 8,835,884 72 資産計 12,094,867 12,169,319 72 (1)預金 5,100,586 5,102,752 2 (2)譲渡性預金 299,993 299,990 (3)債券 4,641,983 △7 (4)債券貸借取引受入担保金 410,272 410,272 410,272 (5)借用金 898,818 897,772 △3 負債計 11,359,320 11,352,772 △6	(4)	貸出金	8, 978, 975		
資産計 12,094,867 12,169,319 74 (1)預金 5,100,586 5,102,752 2 (2)譲渡性預金 299,993 299,990 (3)債券 4,649,649 4,641,983 △ (4)債券貸借取引受入担保金 410,272 410,272 410,272 (5)借用金 898,818 897,772 △ 負債計 11,359,320 11,352,772 △		貸倒引当金(*1)	△215, 377		
(1) 預金 5, 100, 586 5, 102, 752 2 (2) 譲渡性預金 299, 993 299, 990 (3) 債券 4, 649, 649 4, 641, 983 △ (4) 債券貸借取引受入担保金 410, 272 410, 272 410, 272 (5) 借用金 898, 818 897, 772 △ 負債計 11, 359, 320 11, 352, 772 △			8, 763, 598	8, 835, 884	72, 286
(2) 譲渡性預金 299,993 299,990 (3) 債券 4,649,649 4,641,983 (4) 債券貸借取引受入担保金 410,272 410,272 (5) 借用金 898,818 897,772 △ 負債計 11,359,320 11,352,772 △	資產	音計	12, 094, 867	12, 169, 319	74, 451
(3) 債券 4,649,649 4,641,983 △ (4) 債券貸借取引受入担保金 410,272 410,272 (5) 借用金 898,818 897,772 △ 負債計 11,359,320 11,352,772 △	(1)	預金	5, 100, 586	5, 102, 752	2, 165
(4) 債券貸借取引受入担保金 410, 272 410, 272 (5) 借用金 898, 818 897, 772 △ 負債計 11, 359, 320 11, 352, 772 △	(2)	譲渡性預金	299, 993	299, 990	$\triangle 2$
(5) 借用金 898,818 897,772 △ 負債計 11,359,320 11,352,772 △	(3)	債券	4, 649, 649	4, 641, 983	△7, 665
負債計 11,359,320 11,352,772 △6	(4)	債券貸借取引受入担保金	410, 272	410, 272	_
	(5)	借用金	898, 818	897, 772	△1, 045
デリバティブ取引(*2)	負債	計	11, 359, 320	11, 352, 772	△6, 547
	デリ	リバティブ取引(* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの 5,372 5,372		ヘッジ会計が適用されていないもの	5, 372	5, 372	_
ヘッジ会計が適用されているもの 46 46		ヘッジ会計が適用されているもの	46	46	_
デリバティブ取引計 5,419 5,419	デリ	バティブ取引計	5, 419	5, 419	_

^(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

^(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された 価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。一部の有価証券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は有価証券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在 価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日 (連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控 除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格のあるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、 債券の回号ごとに区分した当該債券の元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる 利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の債券は金利スワップの特例処理の対象とされており、 その場合は債券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の借用金は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は借用金の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸 借対照表) 計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価 証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

		(十二: 日2: 17	
区 分	区 分 前連結会計年度 (平成29年3月31日)		
① 非上場株式(*1)(*2)	9, 131	9, 143	
② その他	0	0	
合 計	9, 131	9, 143	

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。 (*2) 前連結会計年度において、非上場株式について82百万円減損処理を行っております。 当中間連結会計期間において、非上場株式についての減損処理はありません。

(有価証券関係)

- ※1. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載 しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成29年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	362, 113	372, 333	10, 219
時価が連結貸借	地方債	15, 257	15, 292	34
対照表計上額を超えるもの	社債	20, 542	20, 802	259
	小計	397, 914	408, 428	10, 514
	国債	_	_	_
時価が連結貸借	地方債	69, 575	68, 821	△753
対照表計上額を超えないもの	社債	_	_	_
	小計	69, 575	68, 821	△753
合計		467, 489	477, 250	9, 760

当中間連結会計期間(平成29年9月30日現在)

	中間連結貸借太 種類 計上額 (百万円)		時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	284, 762	293, 176	8, 413
時価が中間連結	地方債	10, 927	10, 942	14
貸借対照表計上額を超えるもの	社債	20, 507	20, 722	214
	小計	316, 197	324, 841	8, 643
	国債	-	_	_
時価が中間連結 貸借対照表計上	地方債	73, 750	73, 024	△726
額を超えないもの	社債	_	_	_
	小計	73, 750	73, 024	△726
	合計	389, 948	397, 865	7, 917

2. その他有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	26, 289	8, 446	17, 842
	債券	895, 257	885, 936	9, 321
\+\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\	国債	559, 231	552, 350	6, 880
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	地方債	61, 916	61, 416	500
	社債	274, 109	272, 169	1, 939
	その他	35, 727	27, 986	7, 740
	小計	957, 274	922, 369	34, 904
	株式	912	1, 159	△246
	債券	99, 982	100, 772	△789
連結貸借対照表	国債	_	_	_
計上額が取得原価を超えないも	地方債	41, 878	42, 285	△407
0	社債	58, 104	58, 486	△382
	その他	10, 515	10, 516	Δ1
	小計	111, 411	112, 448	△1,037
	合計	1, 068, 685	1, 034, 818	33, 866

当中間連結会計期間(平成29年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	28, 911	8, 551	20, 360
	債券	832, 688	826, 009	6, 678
中間連結貸借	国債	530, 262	525, 402	4, 859
対照表計上額 が取得原価を	地方債	64, 644	64, 262	381
超えるもの	社債	237, 781	236, 344	1, 437
	その他	30, 668	21, 994	8, 674
	小計	892, 268	856, 555	35, 713
	株式	855	1, 159	△303
	債券	183, 357	184, 283	△925
中間連結貸借	国債	3, 521	3, 523	Δ1
対照表計上額 が取得原価を	地方債	118, 278	118, 829	△550
超えないもの	社債	61, 557	61, 930	△373
	その他	16, 681	16, 843	△162
	小計	200, 895	202, 286	△1, 391
	合計	1, 093, 163	1, 058, 841	34, 322

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の 時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものに ついては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を 当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、391百万円(うち、社債391百万円)であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、17百万円(うち、社債17百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先時価が取得原価に比べて下落

要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意 先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成29年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成29年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成29年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成29年9月30日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成29年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	33, 866
その他有価証券	33, 866
(△)繰延税金負債	△10, 326
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	23, 540
(△)非支配株主持分相当額	_
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額	_
その他有価証券評価差額金	23, 540

当中間連結会計期間(平成29年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	34, 322
その他有価証券	34, 322
(△)繰延税金負債	△10, 464
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	23, 857
(△)非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額	_
その他有価証券評価差額金	23, 857

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	金利先物				
	売建	_	_	_	_
金融商品	買建	_	_	_	_
取引所	金利オプション				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	金利先渡契約				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2, 539, 472	2, 111, 051	39, 089	39, 089
	受取変動・支払固定	2, 504, 070	2, 017, 015	△33, 168	△33, 168
店頭	受取変動・支払変動	_	_	_	_
	金利オプション				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	その他				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_		_
	合 計	_		5, 920	5, 920

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成29年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	金利先物				
	売建	_	_	_	_
金融商品	買建	_	_	_	_
取引所	金利オプション				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	金利先渡契約				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2, 307, 258	1, 891, 577	34, 431	34, 431
	受取変動・支払固定	2, 268, 880	1, 770, 812	△29, 217	△29, 217
店頭	受取変動・支払変動	_	_	_	_
	金利オプション				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	その他				
	売建	_	_	_	_
	買建	_		_	_
	合 計	_	_	5, 214	5, 214

⁽注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	通貨先物				
	売建	_	_	_	_
金融商品	買建	_	_	_	_
取引所	通貨オプション				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	通貨スワップ	1, 307, 691	1, 188, 015	372	372
	為替予約				
	売建	47, 610	3, 295	△406	△406
	買建	42, 618	3, 224	519	519
古話	通貨オプション				
店頭	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	その他				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	合 計	_	_	486	486

⁽注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

割引現在価値等により算定しております。

^{2.} 時価の算定

当中間連結会計期間(平成29年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	通貨先物				
	売建	_	_	_	_
金融商品	買建	_	_	_	_
取引所	通貨オプション				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	通貨スワップ	1, 333, 596	1, 191, 974	284	284
	為替予約				
	売建	49, 892	4, 276	△1, 116	△1, 116
	買建	39, 071	3, 993	990	990
11年11日	通貨オプション				
店頭	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	その他				
	売建	_	_	_	_
	買建	_			_
	合 計	_	_	157	157

⁽注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

^{2.} 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日現在) 該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (平成29年9月30日現在) 該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日現在) 該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (平成29年9月30日現在) 該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日現在) 該当事項はありません。 当中間連結会計期間(平成29年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(平成29年3月31日現在) 該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (平成29年9月30日現在) 該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日現在)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		_	_	_
	受取変動・支払固定		23, 750	23, 750	69
金利スワップの特例処理	金利スワップ	有価証券、債券、 借用金等の有利息			
特例处理	受取固定・支払変動	の金融資産・負債	2, 238, 450	2, 176, 450	(注3)
	受取変動・支払固定		200, 126	198, 584	(注3)
É	計	_	_	_	69

- (注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2. 時価の算定
 - 取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。
 - 3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券、債券、借用金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該有価証券、債券、借用金等の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(平成29年9月30日現在)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		_	_	_
	受取変動・支払固定		20,000	20,000	46
金利スワップの	金利スワップ	有価証券、債券、			
特例処理	受取固定・支払変動	借用金等の有利息 の金融資産・負債	2, 430, 700	2, 035, 700	(注3)
	受取変動・支払固定		197, 901	196, 286	(注3)
É	<u></u>	_	_	_	46

- (注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2. 時価の算定
 - 取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。
 - 3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券、債券、借用金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該有価証券、債券、借用金等の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日現在) 該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (平成29年9月30日現在) 該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日現在) 該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (平成29年9月30日現在) 該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日現在) 該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (平成29年9月30日現在) 該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日) 該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日) 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
期首残高	1,671百万円	1,635百万円
賃借契約締結に伴う増加額	57百万円	16百万円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	3百万円	一百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△84百万円	△100百万円
有形固定資産の売却による減少額	△11百万円	一百万円
期末残高	1,635百万円	1,552百万円

(注) 賃借契約に関連して敷金が資産計上されている場合の資産除去債務については、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間連結会計期間(連結会計年度)の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(平成29年3月31日現在)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものはありません。

当中間連結会計期間(平成29年9月30日現在)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものはありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当金庫グループの報告セグメントは、当金庫グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当金庫グループは、銀行業を中心に、リース業などの金融サービスを提供しております。

したがって、当金庫グループは業務別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために、貸出、預金、為替、保証等の金融サービスを提供しております。「リース業」は、主として株式会社商工組合中央金庫の取引先に対しリース・割賦等の金融サービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」 における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の取引における取引価格及び振替価格は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位:百万円)

	幸	最告セグメン	 	その他		調整額	中間連結財務諸表
	銀行業	リース業	計	(注2)	合計	(注3)	計上額 (注4)
経常収益(注1)				(122 - 7		(111 0)	(111 17
外部顧客に対する経常収益	81, 291	16, 790	98, 082	944	99, 027	_	99, 027
セグメント間の内部 経常収益	71	6	77	2, 939	3, 016	△3, 016	_
計	81, 363	16, 796	98, 160	3, 883	102, 043	△3, 016	99, 027
セグメント利益	16, 053	689	16, 742	247	16, 989	△5	16, 984
セグメント資産	12, 865, 188	89, 204	12, 954, 393	8, 628	12, 963, 021	△21, 954	12, 941, 067
セグメント負債	11, 966, 529	79, 071	12, 045, 601	3, 242	12, 048, 843	△18, 102	12, 030, 740
その他の項目							
減価償却費	3, 339	23	3, 362	19	3, 382	△31	3, 351
資金運用収益	67, 035	4	67, 040	10	67, 051	△24	67, 027
資金調達費用	6, 203	97	6, 300	2	6, 303	△21	6, 282
特別利益	_	_	_	2	2	_	2
(固定資産処分益)	_	_	_	2	2	_	2
特別損失	65	_	65	0	65	_	65
(固定資産処分損)	35	_	35	0	35	_	35
(減損損失)	30	_	30	_	30	_	30
税金費用	6, 426	217	6, 643	90	6, 733	0	6, 734
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	2, 963	_	2, 963	80	3, 043	△26	3, 016

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
 - 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、ソフトウェア 開発業、情報サービス業及びクレジットカード業等を含んでおります。
 - 3. 調整額は、次のとおりであります。
 - (1)セグメント利益の調整額 \triangle 5百万円は、セグメント間取引消去 \triangle 5百万円であります。
 - (2) セグメント資産の調整額 \triangle 21, 954百万円は、セグメント間取引消去 \triangle 21, 954百万円であります。
 - (3) セグメント負債の調整額 \triangle 18, 102百万円は、セグメント間取引消去 \triangle 18, 102百万円であります。
 - (4)減価償却費の調整額△31百万円は、セグメント間取引消去△31百万円であります。
 - (5)資金運用収益の調整額△24百万円は、セグメント間取引消去△24百万円であります。
 - (6)資金調達費用の調整額△21百万円は、セグメント間取引消去△21百万円であります。
 - (7)税金費用の調整額0百万円は、セグメント間取引消去0百万円であります。
 - (8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△26百万円は、セグメント間取引消去△26百万円であります。
 - 4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(単位:百万円)

	報告セグメント		その他		調整額	中間連結財務諸表	
	銀行業	リース業	計	(注2)	合計	(注3)	計上額 (注4)
経常収益(注1)				(任立)		(任3)	(在4)
外部顧客に対する 経常収益	86, 531	16, 277	102, 808	885	103, 694	_	103, 694
セグメント間の内部 経常収益	70	7	78	2, 883	2, 961	△2, 961	_
計	86, 601	16, 285	102, 887	3, 769	106, 656	△2, 961	103, 694
セグメント利益	29, 860	386	30, 247	261	30, 508	$\triangle 6$	30, 501
セグメント資産	12, 531, 294	89, 420	12, 620, 715	8, 867	12, 629, 583	△23, 106	12, 606, 476
セグメント負債	11, 591, 257	78, 677	11, 669, 934	3, 161	11, 673, 095	△19, 250	11, 653, 845
その他の項目							
減価償却費	3, 165	23	3, 189	18	3, 208	△30	3, 177
資金運用収益	58, 858	3	58, 862	10	58, 873	△21	58, 852
資金調達費用	4, 098	89	4, 187	2	4, 189	△18	4, 171
特別利益	0	_	0	3	3	_	3
(固定資産処分益)	0	_	0	3	3	_	3
特別損失	86	_	86	0	86	_	86
(固定資産処分損)	86	_	86	0	86	_	86
(減損損失)	_	_	_	_	_	_	_
税金費用	9, 414	124	9, 539	89	9, 628	△0	9, 628
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	3, 263	41	3, 305	2	3, 307	△31	3, 275

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
 - 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、ソフトウェア開発業、情報サービス業及びクレジットカード業等を含んでおります。
 - 3. 調整額は、次のとおりであります。
 - (1)セグメント利益の調整額 \triangle 6百万円は、セグメント間取引消去 \triangle 6百万円であります。
 - (2)セグメント資産の調整額 \triangle 23,106百万円は、セグメント間取引消去 \triangle 23,106百万円であります。
 - (3) セグメント負債の調整額△19,250百万円は、セグメント間取引消去△19,250百万円であります。
 - (4)減価償却費の調整額△30百万円は、セグメント間取引消去△30百万円であります。
 - (5)資金運用収益の調整額△21百万円は、セグメント間取引消去△21百万円であります。
 - (6)資金調達費用の調整額△18百万円は、セグメント間取引消去△18百万円であります。
 - (7)税金費用の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去△0百万円であります。
 - (8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△31百万円は、セグメント間取引消去△31百万円であります。
 - 4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	61, 476	16, 754	20, 796	99, 027

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1)経常収益

当金庫グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当金庫グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定 資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがない ため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する	53, 749	16, 347	33, 597	103, 694
経常収益	00,120	10,01.		100,001

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1)経常収益

当金庫グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当金庫グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定 資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがない ため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位:百万円)

	その他	合計			
	銀行業	リース業	計	その他	白計
減損損失	30	_	30	_	30

当中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

- 前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日) 該当事項はありません。
- 当中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

- 前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日) 該当事項はありません。
- 当中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
1株当たり純資産額		174円92銭	182円88銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	935, 318	952, 631
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	554, 607	554, 604
(うち危機対応準備金)	百万円	150,000	150, 000
(うち特別準備金)	百万円	400, 811	400, 811
(うち非支配株主持分)	百万円	3, 796	3, 793
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	380, 710	398, 026
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数	千株	2, 176, 454	2, 176, 418

⁽注) 純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり中間純利益金額		4 円68銭	9円55銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	10, 186	20, 789
普通株主に帰属しない金額	百万円	_	_
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	10, 186	20, 789
普通株式の期中平均株式数	千株	2, 176, 503	2, 176, 438

⁽注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

- (1)【中間財務諸表】
 - ①【中間貸借対照表】

			(単位	立:百万円
		前事業年度 (平成29年3月31日)		·期間 月30日)
資産の部				
現金預け金		1, 722, 751		1, 849, 52
コールローン		57, 723		65, 12
買入金銭債権		26, 127		27, 49
特定取引資産		20, 485		17, 79
有価証券	% 1, % 7, % 10	1, 543, 111	% 1, % 7, % 10	1, 490, 82
貸出金	% 2, % 3, % 4, % 5, % 6, % 8	9, 356, 833	% 2, % 3, % 4, % 5, % 6, % 8	8, 991, 32
外国為替	;	^{*6} 15, 708		% 6 17, 75
その他資産	,	×7 54, 979		^{*7} 80, 19
有形固定資産		42, 716		42, 85
無形固定資産		11, 023		10, 86
前払年金費用		20, 468		20, 78
繰延税金資産		40, 095		37, 05
支払承諾見返		103, 433		106, 39
貸倒引当金		△236, 578		$\triangle 217, 51$
資産の部合計		12, 778, 881		12, 540, 47
負債の部				
預金	% 7	5, 109, 032	※ 7	5, 106, 25
譲渡性預金		272, 955		300, 09
債券		4, 744, 121		4, 650, 04
コールマネー		359		13
債券貸借取引受入担保金	*	7 474, 944	*	7 410, 27
特定取引負債		10, 918		8, 97
借用金	% 7, %		% 7, %	
外国為替		86		27
その他負債		135, 462		123, 07
未払法人税等		9, 141		7, 91
リース債務		2		
資産除去債務		62		5
未払債券元金		65, 937		56, 58
その他の負債		60, 318		58, 52
賞与引当金		4, 410		4, 40
退職給付引当金		19, 758		19, 78
役員退職慰労引当金		59		6
睡眠債券払戻損失引当金		11, 541		16, 39
環境対策引当金		152		15, 55
危機対応業務関連損失引当金		_		4, 20
支払承諾		103, 433		106, 39
負債の部合計		11, 841, 098		11, 586, 53
711X 17 HF II HI		11, 011, 000		11,000,0

		(十四・日/917/
	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
純資産の部		
資本金	218, 653	218, 653
危機対応準備金	150, 000	150, 000
特別準備金	400, 811	400, 811
資本剰余金	0	0
その他資本剰余金	0	0
利益剰余金	145, 796	161, 658
利益準備金	20, 612	21, 511
その他利益剰余金	125, 184	140, 146
固定資産圧縮積立金	501	483
特別積立金	49, 570	49, 570
繰越利益剰余金	75, 112	90, 091
自己株式	△1, 038	△1, 044
株主資本合計	914, 223	930, 078
その他有価証券評価差額金	23, 510	23, 821
繰延ヘッジ損益	48	32
評価・換算差額等合計	23, 559	23, 854
純資産の部合計	937, 782	953, 932
負債及び純資産の部合計	12, 778, 881	12, 540, 472

②【中間損益計算書】

		(単位:百万円)
	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
経常収益	81, 363	86, 601
資金運用収益	67, 035	58, 858
(うち貸出金利息)	61, 487	53, 758
(うち有価証券利息配当金)	3, 696	3, 167
役務取引等収益	5, 867	4, 442
特定取引収益	2, 533	776
その他業務収益	1, 253	928
その他経常収益	*1 4,673	% 1 21, 596
経常費用	65, 309	56, 741
資金調達費用	6, 203	4, 098
(うち預金利息)	1, 958	1, 437
(うち債券利息)	2, 711	1, 378
役務取引等費用	1,747	1, 383
特定取引費用	_	0
その他業務費用	521	139
営業経費	* 2 40, 891	% 2 39, 259
その他経常費用	<u>*3 15, 945</u>	* 3 11, 861
経常利益	16, 053	29, 860
特別利益	-	0
特別損失	65	86
税引前中間純利益	15, 988	29, 773
法人税、住民税及び事業税	7, 756	6, 504
法人税等調整額	△1, 330	2, 910
法人税等合計	6, 426	9, 414
中間純利益	9, 562	20, 358

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

	株主資本				
	資本金	左-166-1-1-1-2-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	特別準備金	資本類	剛余金
	貝平並	危機対応準備金	行列平佣金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218, 653	150,000	400, 811	0	0
当中間期変動額					
剰余金の配当					
中間純利益					
固定資産圧縮積立金 の取崩					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	l	I	1	_	_
当中間期末残高	218, 653	150,000	400, 811	0	0

		株主資本				
		利益剰余金				
			その他利益剰余金			
	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	19, 712	541	49, 570	49, 150	118, 975	
当中間期変動額						
剰余金の配当	899			△5, 397	△4, 497	
中間純利益				9, 562	9, 562	
固定資産圧縮積立金 の取崩		△19		19	_	
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						
当中間期変動額合計	899	△19	_	4, 184	5, 064	
当中間期末残高	20, 612	521	49, 570	53, 335	124, 039	

	株主	資本		評価・換算差額等		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	△1,026	887, 413	21, 695	_	21, 695	909, 108
当中間期変動額						
剰余金の配当		△4, 497				△4, 497
中間純利益		9, 562				9, 562
固定資産圧縮積立金 の取崩		_				_
自己株式の取得	△7	△7				△7
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			△478	21	△457	△457
当中間期変動額合計	△7	5, 057	△478	21	△457	4, 599
当中間期末残高	△1,033	892, 470	21, 216	21	21, 237	913, 707

			株主資本		
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本類	則余金
	貝平並	凡機利心華脯並	村別平佣金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218, 653	150,000	400, 811	0	0
当中間期変動額					
剰余金の配当					
中間純利益					
固定資産圧縮積立金 の取崩					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	l	l	1	_	_
当中間期末残高	218, 653	150, 000	400, 811	0	0

	株主資本				
			利益剰余金		
			その他利益剰余金		
	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	20, 612	501	49, 570	75, 112	145, 796
当中間期変動額					
剰余金の配当	899			△5, 396	△4, 497
中間純利益				20, 358	20, 358
固定資産圧縮積立金 の取崩		△17		17	_
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	899	△17	_	14, 979	15, 861
当中間期末残高	21, 511	483	49, 570	90, 091	161, 658

	株主	資本		評価・換算差額等		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	△1,038	914, 223	23, 510	48	23, 559	937, 782
当中間期変動額						
剰余金の配当		△4, 497				△4, 497
中間純利益		20, 358				20, 358
固定資産圧縮積立金 の取崩		_				_
自己株式の取得	△6	△6				△6
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			310	△15	295	295
当中間期変動額合計	△6	15, 855	310	△15	295	16, 150
当中間期末残高	△1, 044	930, 078	23, 821	32	23, 854	953, 932

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として、時価のある株式については中間決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:2年~60年 その他:2年~20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の 回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッ シュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする 方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間 に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (14年) による定額法により損益 処理

数理計算上の差異:各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額の うち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見 積り必要と認める額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

(7) 危機対応業務関連損失引当金

危機対応業務関連損失引当金は、危機対応業務の不正行為事案に係る継続調査の結果必要となる既受領補償金及び利子補給金の返還、返還に伴い発生する利息の支出並びに継続調査に伴う外部専門家への支出に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(特別準備金)

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益 準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額 を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3 項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて 適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応業務の不正行為事案)

危機対応業務の不正行為事案に関する継続調査の結果、「不正があると判定した口座」のうち「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」は3,255件、「判定不能であるため不正の疑義が払拭できなかった口座」のうち「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」は4,803件となりました。「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」は4,803件となりました。「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」に係る既受領補償金及び利子補給金について、株式会社日本政策金融公庫へ速やかな返還を行う必要があり、返還済みの第三者委員会調査判明分を含めた損失額7,865百万円について当中間財務諸表に計上しております。当該損失額の内訳は次のとおりです。

(1)	既受領補償金の返還に伴う損失	1,041百万円
(2)	既受領利子補給金の返還に伴う損失	2,101百万円
(3)	返還に伴い発生する利息	824百万円
(4)	損害担保契約解除に伴う貸倒引当金増加額	1,442百万円
(5)	継続調査費用	2,455百万円

(1)~(3)及び(5)について、その他経常費用の危機対応業務関連損失引当金繰入額4,209百万円及び危機対応業務関連損失2,213百万円に計上しております。

(4)について、その他経常収益の貸倒引当金戻入益から減額して計上しております。

(中間貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
株式	3,441百万円	3,441百万円

※2.貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
破綻先債権額	58, 415百万円	57,891百万円
延滞債権額	354,016百万円	334,576百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

スロエックラッパバジエだ師が住民	X10.9 () (u)) 0. / (
	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	72百万円	1,451百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で 破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
貸出条件緩和債権額	17. 222百万円	19.754百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
合計額	429,726百万円	413,674百万円

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度	当中間会計期間
(平成29年3月31日)	(平成29年9月30日)
189, 462百万円	191,666百万円

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	1,166,254百万円	1,012,371百万円
∄ †	1, 166, 254百万円	1,012,371百万円
担保資産に対応する債務		
預金	6,866百万円	1,524百万円
債券貸借取引受入担保金	474,944百万円	410,272百万円
借用金	630,471百万円	545,248百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

, · ·			
	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)	
有価証券	45,688百万円	23,641百万円	_

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
金融商品等差入担保金	31,931百万円	51,380百万円
保証金・敷金等	2,172百万円	2,134百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
融資未実行残高 うち原契約期間が1年以内の	1,084,929百万円	1, 143, 596百万円
もの又は任意の時期に無条件 で取消可能なもの	1,035,759百万円	1,097,070百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも 当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変 化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の 減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等 の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じ て契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
劣後特約付借入金	40,000百万円	40,000百万円

※10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
178, 216百万円	150,613百万円

(中間損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

1. その他経帯収益には、次のものを含んでおります。			
(自 至	前中間会計期間 平成28年4月1日 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
	—百万円	14,673百万円	
	38百万円	59百万円	
上額	2,562百万円	5,801百万円	
のとおりであります。			
(自 至	前中間会計期間 平成28年4月1日 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
	1,150百万円	1,120百万円	
	2,188百万円	2,045百万円	
、次のものを含んでおりま	す。		
(自 至	前中間会計期間 平成28年4月1日 (平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
	一百万円	20百万円	
	15,032百万円	- 百万円	
	141百万円	一百万円	
引当金繰入額	693百万円	5,352百万円	
員失引当金繰入額	— 百万円	4,209百万円	
(上額 のとおりであります。 (自至 、次のものを含んでおりま (自至 引当金繰入額	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 平成28年9月30日) 一百万円 38百万円 上額 2,562百万円 のとおりであります。 前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 平成28年9月30日) 1,150百万円 2,188百万円 2,188百万円 2,188百万円 15,032百万円 15,032百万円 141百万円	

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成29年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
子会社株式	_	_	_
関連会社株式	_	_	_
合計	_	_	_

当中間会計期間(平成29年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
子会社株式	_	_	_
関連会社株式	_	_	-
合計	_	_	-

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表) 計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
子会社株式	3, 441	3, 441
関連会社株式		_
合計	3, 441	3, 441

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び 関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書 事業年度 第88期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月27日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月27日

(EII)

株式会社商工組合中央金庫 取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

÷

童 太 郎

公認会計士 大

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

業務執行社員

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、危機対応業務の不正行為事案に関する継続調査の結果を受けて、第三者 委員会調査判明分を含めた損失額7,865百万円を当中間連結財務諸表に計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当金庫(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月27日

(EII)

株式会社商工組合中央金庫 取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

辻

竜 太郎

公認会計士 大

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第89期事業年度の中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

業務執行社員

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、危機対応業務の不正行為事案に関する継続調査の結果を受けて、第三者 委員会調査判明分を含めた損失額7,865百万円を当中間財務諸表に計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当金庫(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出日】 平成29年12月28日

【英訳名】 The Shoko Chukin Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 安 達 健 祐

【最高財務責任者の役職氏名】 -----

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目10番17号

【縦覧に供する場所】 株式会社商工組合中央金庫 大阪支店

(大阪府大阪市西区阿波座一丁目7番13号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当金庫取締役社長安達健祐は、当金庫の第89期中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)の 半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。